

平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名:農林水産省)

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
1	平成21年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野支線水路等(県営初瀬川工区第2号幹線その6-2)改修工事に伴うガス供給施設の機能回復補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年1月5日	大阪ガス株式会社 導管事業部 北東部導管部	大阪府東大阪市稲葉2-3-17	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
2	岩木川左岸(二期)農業水利事業 西俣3号幹線水路工事に伴う物件移転補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽農業水利事務所長 川端 正一	青森県つがる市木造萩野18-7	平成23年1月6日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
3	筑後川下流左岸農地防災事業田川城島1号線(江上上工区)工事に伴う電気工作物移転補償	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 佐伯和英	福岡県久留米市津福今町472-31	平成23年1月6日	九州電力株式会社 久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,975,250	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
4	筑後川下流左岸農地防災事業大溝線(中島工区)工事に伴う電気工作物移転補償	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 佐伯和英	福岡県久留米市津福今町472-31	平成23年1月6日	九州電力株式会社 久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,331,156	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
5	岩木川左岸(二期)農業水利事業 左岸幹線水路浜の町区間(その2)工事に伴う物件移転補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局津軽農業水利事務所長 川端 正一	青森県つがる市木造萩野18-7	平成23年1月7日	長瀬堰土地改良区	青森県弘前市大字熊嶋字亀田169-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
6	中海干拓事業 古地井手川水路他整備(その2)工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局中海干拓建設事業所長 野道 彰一	松江市八束町江島1054-5	平成23年1月11日	米子市	鳥取県米子市車尾南2-8-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	3,349,500	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
7	筑後川下流左岸農地防災事業田川城島4号線(下青木工区)工事に伴う電気工作物移転補償	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 佐伯和英	福岡県久留米市津福今町472-31	平成23年1月11日	九州電力株式会社 久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,340,251	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
8	筑後川下流左岸農地防災事業大溝線(上白垣工区)工事に伴う電気工作物移転補償	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 佐伯和英	福岡県久留米市津福今町472-31	平成23年1月11日	九州電力株式会社 久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,238,236	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
9	神流川沿岸農業水利事業 児玉幹線工事に係る地上権の変更に伴う対価	分任支出負担行為担当官 関東農政局神流川沿岸農業水利事業所長 志野 尚司	埼玉県本庄市北堀1700-2	平成23年1月12日	本庄市	埼玉県本庄市本庄3-5-3	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	土地改良財産である地下工作物の保護のため、土地所有者と区分地上権設定契約を結ぶものであり、契約の相手方が特定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
10	右岸幹線水路他工事に伴う建物等修復費用負担金	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長 播磨 宗治	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成23年1月17日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,897,447	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
11	筑後川下流農業水利事業幹線水路佐賀西部高域線(川上上流工区)工事に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 柴田知広	福岡県久留米市津福今町472-31	平成23年1月18日	佐賀市水道事業管理者	佐賀県佐賀市若宮3-6-60	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,308,000	-	-	公共事業の施行に伴う水道管等移設に関して契約を行うものであり契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
12	10~12月分事務所維持管理費(大和紀伊)1式	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年1月21日	大和平野土地改良区	奈良県橿原市城殿町459	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	2,407,848	2,407,848	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借に付随する分担金であるため随意契約を行うものである。	①口(付随するもの)	-
13	隈戸川農業水利事業に伴う費用負担金	分任支出負担行為担当官 東北農政局隈戸川農業水利事務所長 大羽 泉	福島県西白河郡矢吹町八幡町409-1	平成23年1月24日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
14	東部幹線水路(太郎八須工区)建設工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年1月24日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	4,756,095	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
15	佐賀中部農地防災事業幹線水路(大井手線惣座工区)工事に伴う区分地上権設定契約金	分任支出負担行為担当官 九州農政局佐賀中部農地防災事務所長 大尾峰雄	佐賀県佐賀市兵庫町大字淵1872	平成23年1月24日	株式会社キナン	和歌山県新宮市浮島1-25	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	6,679,608	-	-	本契約は公共事業の施行に伴う区分地上権設定に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
16	隈戸川農業水利事業に伴う費用負担金	分任支出負担行為担当官 東北農政局隈戸川農業水利事務所長 大羽 泉	福島県西白河郡矢吹町八幡町409-1	平成23年1月25日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
17	筑後川下流白石平野(一期)農業水利事業白石導水路(付帯施設その3)工事に伴う土地取得代金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事務所長 尾川幸彦	佐賀県杵島郡白石町大字東郷1612-3	平成23年1月26日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
18	筑後川下流左岸農地防災事業昭代1号線(風清・作地工区)工事に伴う電気工作物移転補償	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事務所長 佐伯和英	福岡県久留米市津福今町472-31	平成23年1月28日	九州電力株式会社 八女営業所	福岡県八女市本町字矢原町東裏467	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,028,385	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
19	汐川前国有林被害木処理作業(一式)	分任支出負担行為担当官 鳥取森林管理署長 塩永博信	鳥取市東町2丁目325	平成23年1月28日	西日本産商株式会社	鳥取県東伯郡北条町島703	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	3,255,000	-	-	汐川前国有林においては、年末から断続的に降り続けている豪雪により被害木が発生し、隣接する家屋・農地・農地施設等に被害を及ぼしている。このため、被害木を緊急に処理する必要がある。	③イ	-
20	南部幹線水路整備工事その1・2に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年1月31日	徳島養鶏センター株式会社	徳島市中吉野町3-65-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,039,100	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
21	沖永良部事業に伴う知名町水源施設の機能回復(代替水源施設業務)費用負担補償契約	支出負担行為担当官 九州農政局長 飯高悟	熊本県熊本市春日2-10-1	平成23年1月31日	知名町	鹿児島県大島郡知名町知名307	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	20,612,100	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
22	筑後川下流左岸農地防災事業大溝線(下白垣その2工区)工事に伴う電気工作物移転補償	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 佐伯和英	福岡県久留米市津福今町472-31	平成23年1月31日	九州電力株式会社 久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,805,469	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
23	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野支線水路等(団体営北葛城1号工区市場神楽線その2)改修工事に伴うガス供給施設の移転補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年2月1日	大和ガス株式会社	奈良県大和高田市旭南町8-36	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に關して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
24	筑後川下流左岸農地防災事業昭代7号線(紅粉屋工区)工事に伴う電気工作物移設補償	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 佐伯和英	福岡県久留米市津福今町472-31	平成23年2月1日	九州電力株式会社 久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,850,810	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
25	中海干拓事業に伴う公共補償に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局中海干拓建設事業所長 野道 彰一	松江府八束町江島1054-5	平成23年2月3日	安来市土地改良区	島根県安来市安来町878-2	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	3,555,200	-	-	事業に伴う公共補償であり、相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
26	佐賀中部農地防災事業幹線水路(市の江川副線木原南工区)工事に伴う区分地上権設定契約金	分任支出負担行為担当官 九州農政局佐賀中部農地防災事業所長 大尾 峰雄	佐賀県佐賀市兵庫町大字淵1872	平成23年2月3日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	本契約は公共事業の施行に伴う区分地上権設定に關して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
27	岸渡排水路工事に伴う土地取得	支出負担行為担当官 北陸農政局長 角田 豊	石川県金沢市広坂2-2-60	平成23年2月7日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	220,634,764	-	-	公共工事の施行に起因し不可避的に生ずる損害に關して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
28	岸渡排水路工事に伴う土地取得	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 神越 義範	富山県砺波市幸町8番20号	平成23年2月7日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	9,745,860	-	-	公共事業の施行に伴う権利取得に關して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
29	岸渡排水路工事に伴う土地取得	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 神越 義範	富山県砺波市幸町8番20号	平成23年2月7日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,611,208	-	-	公共事業の施行に伴う権利取得に關して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
30	岸渡排水路工事に伴う土地取得	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 神越 義範	富山県砺波市幸町8番20号	平成23年2月7日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	3,392,260	-	-	公共事業の施行に伴う権利取得に關して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
31	岸渡排水路工事に伴う土地取得対価相当額補償	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 神越 義範	富山県砺波市幸町8番20号	平成23年2月7日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,028,212	-	-	公共事業の施行に伴う権利取得に關して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
32	岸渡排水路工事に伴う土地取得対価相当額補償	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 神越 義範	富山県砺波市幸町8番20号	平成23年2月7日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,496,820	-	-	公共事業の施行に伴う権利取得に關して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
33	岸渡排水路工事に伴う土地取得対価相当額補償	分任支出負担行為担当官 北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長 神越 義範	富山県砺波市幸町8番20号	平成23年2月7日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,299,068	-	-	公共事業の施行に伴う権利取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
34	新燃岳噴火に伴う森林被害調査業務一式	支出負担行為担当官 九州森林管理局長 沖修司	熊本県熊本市京町本丁2-7	平成23年2月7日	株式会社森林総合技術コンサルタント	熊本県熊本市画図町重富567-9	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	4,200,000	-	-	霧島新燃岳の噴火降灰による森林被害対策のため、早急に被害状況を調査する必要がある。	③イ	-
35	北部幹線水路(大寺工区)建設工事に伴う区分地上権設定代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年2月8日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,262,800	-	-	公共事業の施行に伴う権利の設定に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
36	筑後川下流左岸農地防災事業昭代2号線(三丸工区)工事に伴う電気工作物移設補償	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 佐伯和英	福岡県久留米市津福今町472-31	平成23年2月8日	九州電力株式会社 久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,034,528	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
37	岸渡排水路工事に伴う土地取得	支出負担行為担当官 北陸農政局長 角田 豊	石川県金沢市広坂2-2-60	平成23年2月10日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	74,981,524	-	-	公共工事の施行に起因し不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
38	神流川沿岸農業水利事業 中央管理棟新築工事に伴う土地取得等代金	分任支出負担行為担当官 関東農政局神流川沿岸農業水利事業所長 志野 尚司	埼玉県本庄市北堀1700-2	平成23年2月10日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共工事を施工する際の所有権の取得及び損失補償に対する契約を行うものであり、土地改良施設の用地として必要となる土地の権利者となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
39	北野幹線水路酒人チェック工他工事施工に伴う区分地上権設定・1式	分任支出負担行為担当官 東海農政局新矢作川用水農業水利事業所長 三好英幸	安城市大東町22-16	平成23年2月10日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,795,402	-	-	公共工事を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うもので、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定される。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
40	平成21年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野支線水路等(県営金剛工区第2号幹線水路他)改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年2月10日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
41	荒襲地区緊急防災治山工事 宮崎県都城市 平成23年2月14日～平成23年3月10日 廃土工、土石流警報システム設置工	分任支出負担行為担当官 宮崎森林管理署都城支署長 迫口親	宮崎県都城市立野町3655-1	平成23年2月14日	丸宮建設株式会社	宮崎県都城市庄内町8031-2	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	46,125,450	44,625,000	96.7%	-	霧島新燃岳の噴火降灰による下流域への土石流災害を防止するため、緊急に施工する必要がある。	③イ	-
42	筑後川下流左岸農地防災事業昭代1-1号線(郷原工区)工事に伴う電気工作物移設補償	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長 佐伯和英	福岡県久留米市津福今町472-31	平成23年2月14日	九州電力株式会社 久留米営業所	福岡県久留米市原古賀町30-6	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,121,144	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
43	右岸幹線用水路工事に伴う土地取得	支出負担行為担当官 北陸農政局長 角田 豊	石川県金沢市広坂2-2-60	平成23年2月15日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	64,349,285	-	-	公共工事の施行に起因し不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
44	曾於北部(一期)農業水利事業大良導水路(1工区)建設工事に起因する農業用水の枯渇に伴う事業損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局曾於北部農業水利事業所長 塚元重光	鹿児島県曾於市財部町南俣667	平成23年2月15日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
45	平成21年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野県営右岸幹線水路その2(藤崎井水路山口西工区その1)改修工事に伴う用地買収費	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年2月16日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う用地買収に關して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
46	中海干拓事業 弓浜工区工事用道路設置(その1)工事及び弓浜工区地区内配管(1工区)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局中海干拓建設事業所長 野道彰一	松江市八束町江島1054-5	平成23年2月16日	有限会社アグリ二十一	鳥取県境港市渡町827-16	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,606,500	-	-	事業用地に係る補償であり、場所及び相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
47	筑後川下流白石平野(二期)農業水利事業山脚導水路付帯施設工事に伴う土地取得代金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事務所長 尾川幸彦	佐賀県杵島郡白石町大字東郷1612-3	平成23年2月16日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
48	南部幹線水路(川端新田工区)工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年2月17日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	3,569,472	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
49	筑後川下流農業水利事業幹線水路佐賀西部高域線吐水槽建設工事に伴う物件移転補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 柴田知広	福岡県久留米市津福今町472-31	平成23年2月17日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	本契約は公共事業の施行に伴う物件移転に關して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
50	筑後川下流農業水利事業幹線水路佐賀西部高域線吐水槽建設工事に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 柴田知広	福岡県久留米市津福今町472-31	平成23年2月17日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	本契約は公共事業の施行に伴う立木伐採に關して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
51	筑後川下流農業水利事業幹線水路佐賀西部高域線吐水槽管理用道路整備工事に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 柴田知広	福岡県久留米市津福今町472-31	平成23年2月17日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	本契約は公共事業の施行に伴う立木伐採に關して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
52	筑後川下流農業水利事業幹線水路佐賀西部高域線吐水槽土捨場整備工事に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 柴田知広	福岡県久留米市津福今町472-31	平成23年2月17日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	本契約は公共事業の施行に伴う立木伐採に關して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
53	筑後川下流農業水利事業幹線水路佐賀西部高域線吐水槽土捨場整備工事に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 柴田知広	福岡県久留米市津福今町472-31	平成23年2月17日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	本契約は公共事業の施行に伴う立木伐採に關して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
54	神流川沿岸農業水利事業 神流川沿岸発電所その他工事に伴う土地取得等代金	分任支出負担行為担当官 関東農政局神流川沿岸農業水利事務所長 志野尚司	埼玉県本庄市北堀1700-2	平成23年2月18日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共工事を施工する際の所有権の取得及び損失補償に対する契約を行うものであり、土地改良施設の用地として必要となる土地の権利者となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
55	曾於北部(一期)農業水利事業大良導水路(2工区)建設工事に起因する農業用水の枯渇に伴う事業損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局曾於北部農業水利事業所長 塚元重光	鹿児島県曾於市財部町南俣667	平成23年2月18日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
56	東部幹線水路(太郎八須工区)建設工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年2月21日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,161,270	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
57	筑後川下流農業水利事業幹線水路佐賀西部高域線吐水槽建設工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 柴田知広	福岡県久留米市津福今町472-31	平成23年2月21日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	本契約は公共事業の施行に伴う用地取得に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
58	筑後川下流農業水利事業幹線水路佐賀西部高域線吐水槽管理用道路工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流農業水利事務所長 柴田知広	福岡県久留米市津福今町472-31	平成23年2月21日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	本契約は公共事業の施行に伴う用地取得に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
59	平成22年度未承認遺伝子組換え植物緊急検査事業	支出負担行為担当官 農林水産省消費・安全局長 奥原 正明	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年2月21日	独立行政法人種苗管理センター	茨城県つくば市藤本2丁目2番	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	6,005,737	5,999,147	99.9%	-	緊急性及び秘匿性が高く、検査法を確立し次第直ぐに流通・栽培の実態を把握する必要があり、種苗業者に精通し、検査法開発に携わったところに委託する必要があると判断した。	③イ	-
60	岸渡排水路工事に伴う土地取得	支出負担行為担当官 北陸農政局長 角田 豊	石川県金沢市広坂2-2-60	平成23年2月22日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	33,571,024	-	-	公共工事の施行に起因し不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
61	北部幹線水路(板東・萩原工区)建設工事に係る土地使用補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年2月22日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,493,479	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
62	北部幹線水路(板東・萩原)工区建設工事に係る土地使用補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年2月22日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,032,380	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
63	霧島3治山工事(関連災) 宮崎県都城市 平成23年2月24日～平成23年9月19日 谷止工	分任支出負担行為担当官 宮崎森林管理署都城支署長 迫口親	宮崎県都城市立野町3655-1	平成23年2月23日	株式会社賤部組	宮崎県都城市中原町27-5	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	44,630,250	42,945,000	96.2%	-	霧島新燃岳の噴火降灰による下流域への土石流災害を防止するため、緊急に施工する必要がある。	③イ	-
64	長尾治山工事(関連災) 宮崎県都城市 平成23年2月24日～平成23年9月19日 谷止工	分任支出負担行為担当官 宮崎森林管理署都城支署長 迫口親	宮崎県都城市立野町3655-1	平成23年2月23日	株式会社丸山工務店	宮崎県小林市大字真方1059-27	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	25,406,850	24,412,500	96.0%	-	霧島新燃岳の噴火降灰による下流域への土石流災害を防止するため、緊急に施工する必要がある。	③イ	-
65	霧島4治山工事(関連災) 宮崎県都城市 平成23年2月24日～平成23年9月19日 谷止工	分任支出負担行為担当官 宮崎森林管理署都城支署長 迫口親	宮崎県都城市立野町3655-1	平成23年2月23日	丸宮建設株式会社	宮崎県都城市庄内町8031-2	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	57,561,000	54,337,500	94.3%	-	霧島新燃岳の噴火降灰による下流域への土石流災害を防止するため、緊急に施工する必要がある。	③イ	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
66	霧島1治山工事(関連災) 宮崎県都城市 平成23年2月24日～平成23年9月19日 谷止工	分任支出負担行為担当官 宮崎森林管理署都城支署長 迫口親	宮崎県都城市立野町3655-1	平成23年2月23日	永野建設株式会社	宮崎県日南市酒谷乙10322	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	52,359,300	50,820,000	97.0%	—	霧島新燃岳の噴火降灰による下流域への土石流災害を防止するため、緊急に施工する必要がある。	③イ	—
67	東部幹線水路(北村工区)原形復旧その2工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年2月23日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	4,593,564	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
68	和賀中部農業水利事業中央管理所建築工事に係る土地売買契約	支出負担行為担当官 東北農政局和賀中部農業水利事業所長 宮石 幸雄	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	平成23年2月28日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	6,292,850	—	—	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される契約	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
69	北部幹線水路(桧工区その6)建設工事に係る土地使用補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年2月28日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,269,367	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
70	北部幹線水路(桧工区その6)建設工事に係る土地使用補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年2月28日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	2,017,252	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
71	北部幹線水路(桧工区その6)建設工事に係る土地使用補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年2月28日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,452,063	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
72	北部幹線水路(桧工区その5)建設工事に係る土地使用補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年2月28日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	2,298,844	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
73	北部幹線水路(桧工区その6)建設工事に係る土地使用補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年2月28日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,286,728	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
74	北部幹線水路(川端工区その9)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年2月28日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,026,126	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
75	北部幹線水路(桧工区その6)建設工事に係る土地使用補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年2月28日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,011,031	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
76	南部・第十幹線水路その2・その5工事に係る費用負担金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年2月28日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,150,764	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
77	第十幹線水路(1工区その2)他工事に係る費用負担金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年2月28日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,696,796	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
78	中海干拓事業に伴う公共補償に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局中海干拓建設事業所長 野道 彰一	松江市八束町江島1054-5	平成23年2月28日	揖屋干拓土地改良区	島根県八束郡東出雲町大字錦浜474	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,717,582	-	-	事業に伴う公共補償であり、相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
79	中海干拓事業に伴う公共補償に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局中海干拓建設事業所長 野道 彰一	松江市八束町江島1054-5	平成23年2月28日	揖屋干拓土地改良区	島根県八束郡東出雲町大字錦浜474	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	4,676,300	-	-	事業に伴う公共補償であり、相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
80	平成22年度沖永良部農業水利事業越山ファームボンド工事に係る土地売買代金	分任支出負担行為担当官 九州農政局沖永良部農業水利事業所長 相澤 顕之	鹿児島県大島郡知名町知名85	平成23年2月28日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
81	佐賀中部農地防災事業幹線排水路(牛津2号線柿樋瀬工区)工事に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局佐賀中部農地防災事業所長 大尾 峰雄	佐賀県佐賀市兵庫町大字淵1872	平成23年2月28日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
82	新濃尾(二期)地区宮田導水路改修工事に伴う区分地上権設定(一式)	分任支出負担行為担当官 東海農政局新濃尾農地防災事業所長 黒澤 純	愛知県一宮市八幡5-1-14	平成23年3月1日	東洋紡績株式会社	大阪市北区堂島浜2-2-8	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	5303844-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
83	北部幹線水路(川端工区その9)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年3月1日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,344,996	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
84	柿原取水口沈砂池その3他工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年3月1日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,107,576	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
85	柿原取水口沈砂池その3他工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年3月1日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,000,954	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
86	柿原取水口沈砂池その3他工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年3月1日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,752,108	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
87	柿原取水口沈砂池その3他工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年3月1日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,555,572	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
88	柿原取水口沈砂池その3他工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年3月1日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	4,061,532	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
89	柿原取水口沈砂池その3他工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年3月1日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,388,892	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
90	柿原取水口沈砂池その3他工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年3月1日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,213,656	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
91	両総農業水利事業 栗山川統合機場吐水槽工事に伴う通信設備移転補償金(復元分)	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所長 小泉 勝	千葉県東金市松之郷2333	平成23年3月1日	成田国際空港株式会社 共生・用地部門 地域共生部	千葉県成田市古込字古込1-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業を施行する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
92	南部幹線水路(乙瀬工区)建設工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年3月2日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,281,680	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
93	南部幹線水路(乙瀬工区)建設工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年3月2日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,191,410	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
94	南部幹線水路(乙瀬工区その2)原形復旧工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年3月2日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,548,480	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
95	平成21年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野支線水路等(団体営初瀬川1工区都支線その4)改修工事に伴う水道施設の機能回復補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年3月3日	田原本町水道事業管理者	奈良県磯城郡田原本町890-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に關して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
96	柿原取水口沈砂池その3他工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年3月3日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,575,324	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
97	北部幹線水路(大寺工区その5)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年3月4日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,098,764	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
98	那賀川(一期)農地防災事業下流制水弁工及び北岸1号分水工に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局那賀川農地防災事業所長 丹羽 啓文	徳島県阿南市日開野町西居内456	平成23年3月4日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	3,223,082	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に關して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
99	隈戸川農業水利事業に伴う費用負担金	分任支出負担行為担当官 東北農政局隈戸川農業水利事業所長 大羽 泉	福島県西白河郡矢吹町八幡町409-1	平成23年3月7日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
100	十郷1郷用水路副管その4工事に伴う土地取得代金	分任支出負担行為担当官 北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長 播磨 宗治	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成23年3月8日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	6,112,989	—	—	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
101	北部幹線水路(大寺工区)建設工事に伴う土地売買代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年3月8日	徳島県	徳島県徳島市万代町1-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	7,378,650	—	—	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
102	戸別所得補償制度導入推進事業に係る新聞広告掲載業務	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 石田 寿	東京都千代田区霞が関一丁目2番1号	平成23年3月9日	株式会社日本農業新聞	東京都台東区秋葉原2番3号	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	—	4,000,000	—	—	できる限り早期に業務を実施する必要があるため	③イ	—
103	南部・第十幹線水路その5工事及び第十幹線水路(1工区その2)工事に係る費用負担金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年3月9日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,183,017	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
104	北部幹線水路(松工区その6)建設工事に係る土地使用補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年3月9日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,187,686	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
105	曾於北部(一期)農業水利事業大良導水路(2工区)建設工事に起因する農業用水の枯渇に伴う事業損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局曾於北部農業水利事業所長 塚元 重光	鹿児島県曾於市財部町南俣667	平成23年3月9日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
106	筑後川下流白石平野(二期)農業水利事業山脚導水路付帯施設工事に伴う土地取得代金 H23.3.9~H23.3.18	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事業所長 尾川幸彦	佐賀県杵島郡白石町大字東郷1612-3	平成23年3月9日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
107	都城盆地農業水利事業に係る行政需要の増大に対する補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局都城盆地農業水利事業所長 中野 實	宮崎県都城市都北町5225-5	平成23年3月9日	都城盆地土地改良区	宮崎県都城市山田町山田3881-7	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	1,975,230	—	—	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
108	隈戸川農業水利事業に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局隈戸川農業水利事業所長 大羽 泉	福島県西白河郡矢吹町八幡町409-1	平成23年3月10日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—
109	隈戸川農業水利事業に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当官 東北農政局隈戸川農業水利事業所長 大羽 泉	福島県西白河郡矢吹町八幡町409-1	平成23年3月10日	個人情報該当	—	会計法第29条の3第4項(用地補償)	—	—	—	—	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	—

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
110	大井川用水(二期)農業水利事業赤松幹線水路小水力発電施設建設工事に係る物件移転補償金 1式	支出負担行為担当官 関東農政局長 宮本敏久	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館	平成23年3月10日	有限会社新栄樹脂	静岡県島田市伊太972-6	会計法第29条の3第5項(用地補償)	-	-	-	-	公共工事を施工する際の物件移転補償に対する契約を行うものであり、土地改良施設の用地として必要となる土地に当該物件が存在しているため、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
111	大井川用水(二期)農業水利事業赤松幹線水路小水力発電施設建設工事に係る土地取得代金 1式	支出負担行為担当官 関東農政局長 宮本敏久	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館	平成23年3月10日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第6項(用地補償)	-	-	-	-	公共工事を施工する際の所有権の取得及び損失補償に対する契約を行うものであり、土地改良施設の用地として必要となる土地の権利者となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
112	佐賀中部農地防災事業幹線排水路(牛津2号線柿樋瀬工区)工事に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局佐賀中部農地防災事業所長 大尾峰雄	佐賀県佐賀市兵庫町大字淵1872	平成23年3月10日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
113	第十幹線水路(1工区その3)工事他に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年3月11日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,185,500	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
114	ブルーシート、外の購入	支出負担行為担当官 水産庁長官佐藤 正典	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年3月14日	田中船用品株式会社	東京都江東区門前仲町1丁目12番5号	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	3,048,097	-	-	東北地方太平洋沖地震による調達で、緊急の必要により競争に付することができないため	③イ	-
115	ポリタンクの購入	支出負担行為担当官 水産庁長官佐藤 正典	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年3月14日	田中船用品株式会社	東京都江東区門前仲町1丁目12番5号	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	6,242,250	-	-	東北地方太平洋沖地震による調達で、緊急の必要により競争に付することができないため	③イ	-
116	ポリタンクの購入	支出負担行為担当官 水産庁長官佐藤 正典	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年3月14日	三洋商事株式会社	東京都中央区新川1-17-25	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	3,789,555	-	-	東北地方太平洋沖地震による調達で、緊急の必要により競争に付することができないため	③イ	-
117	3月分北海道地区 軽油 140KL	支出負担行為担当官 水産庁長官佐藤 正典	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年3月14日	北海道エネルギー株式会社 函館販売支店	北海道函館市港町1-17-9	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	13,435,800	-	-	東北地方太平洋沖地震による調達で、緊急の必要により競争に付することができないため	③イ	-
118	3月分北海道地区 重油 250KL	支出負担行為担当官 水産庁長官佐藤 正典	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年3月14日	カメイ株式会社 東京支店	東京都港区虎ノ門3-18-19	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	20,212,500	-	-	東北地方太平洋沖地震による調達で、緊急の必要により競争に付することができないため	③イ	-
119	3月分京浜地区 軽油 40KL	支出負担行為担当官 水産庁長官佐藤 正典	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年3月14日	昭和礦油株式会社	東京都大田区平和島5-2-28	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	2,986,200	-	-	東北地方太平洋沖地震による調達で、緊急の必要により競争に付することができないため	③イ	-
120	3月分京浜地区 重油 90KL	支出負担行為担当官 水産庁長官佐藤 正典	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年3月14日	リーフエナジー株式会社 海上支店	東京都港区三田3-4-10	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	7,314,300	-	-	東北地方太平洋沖地震による調達で、緊急の必要により競争に付することができないため	③イ	-
121	3月分九州地区 軽油 40KL	支出負担行為担当官 水産庁長官佐藤 正典	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年3月14日	株式会社新出光福岡支店	福岡県福岡市博多区上呉服町1番10号	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	3,318,000	-	-	東北地方太平洋沖地震による調達で、緊急の必要により競争に付することができないため	③イ	-
122	災害応急用ポンプ運送等業務	分任支出負担行為担当官 東海農政局土地改良技術事務所長 河野俊正	名古屋市中区三の丸1-2-2	平成23年3月14日	株式会社荏原由倉ハイドロテック 中部支社	名古屋市中区栄3-7-20	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	1,470,000	-	-	災害復旧・支援要請に基づくもので緊急であったため	③イ	-
123	平成21年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野支線水路等(県営金剛工区第1号幹線旧管撤去)改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年3月14日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
124	北部幹線水路(古城・大寺工区)原形復旧工事及び北部幹線水路(大寺工区その2)工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年3月14日	板野町水道事業管理者	徳島県板野郡板野町吹田字町南22-2	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,898,673	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
125	佐賀中部農地防災事業幹線排水路(牛津2号線柿樋瀬工区)工事に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局佐賀中部農地防災事務所長 大尾峰雄	佐賀県佐賀市兵庫町大字湊1872	平成23年3月14日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
126	平成21年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野県営右岸幹線水路その2(藤崎井水路山口西工区その1)改修工事に伴う電気通信設備の移転等補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年3月15日	西日本電信電話株式会社和歌山支店	和歌山県和歌山市一番丁5番地	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に關して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
127	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野支線水路等(県営菅我川工区導水幹線その7)改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年3月15日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に關して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
128	中海干拓事業 彦名干拓地農業用水確保対策に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局中海干拓建設事務所長 野道彰一	松江市八束町江島1054-5	平成23年3月15日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,924,795	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
129	肝属中部(一期)農業水利事業荒瀬ダム第四期建設工事 鹿児島県肝属郡肝付町波見地内 H23.3.16~H26.3.31 土木工事	支出負担行為担当官 九州農政局長 飯高 悟	熊本県熊本市春日2-10-1	平成23年3月16日	前田建設工業・清水建設・さとうベネック肝属中部(一期)農業水利事業荒瀬ダム建設工事共同企業体	福岡県福岡市博多区博多駅東2-14-1	会計法第29条の3第4項、予算決算及び会計令第102条の4第4号イ(有利随意契約)	9,361,663,500	9,135,000,000	97.5%	-	荒瀬ダム建設工事は、平成19年度契約の荒瀬ダム第二期建設工事(以下「前工事」)を施工中で、本工事は前工事に引き続き施工するものであるため。	③口	-
130	隈戸川農業水利事業に伴う費用負担金	分任支出負担行為担当官 東北農政局隈戸川農業水利事務所長 大羽 泉	福島県西白河郡矢吹町八幡町409-1	平成23年3月16日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者となることから、場所及び契約相手方が限定されるものであるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
131	南部・第十幹線水路その11工事に係る費用負担金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年3月16日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,506,070	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
132	筑後川下流白石平野(一期)農業水利事業佐賀西部導水路白石線(上大戸ヶ里工区他)工事に伴う損失補償 H23.3.16~H23.3.29	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事務所長 尾川幸彦	佐賀県杵島郡白石町大字東郷1612-3	平成23年3月16日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に關して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
133	パーソナルコンピュータ20台	支出負担行為担当官 林野庁長官 皆川芳嗣	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成23年3月16日	株式会社大塚商会	東京都千代田区飯田橋2-18-4	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	1,785,000	-	-	3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波により、森林管理署庁舎等が甚大な被害を受けたことから、隣接する森林管理署に設置した現地対策本部及び森林管理局に設置した災害対策本部用として緊急に調達する必要があり、現地での早期調達が困難であったため。	③イ	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
134	平成22年度食品中の放射能含有実態緊急調査業務(単価)	支出負担行為担当官 農林水産省大臣官房経理課長 石田 寿	東京都千代田区霞が関一丁目2番1号	平成23年3月17日	財団法人日本食品分析センター	東京都渋谷区元代々木町52-1	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	6,300,000	-	1	できる限り早期に業務を実施する必要があるため	③イ	-
135	柿原取水口管理用道路工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年3月17日	板名用水土地改良区	徳島県板野郡上板町高瀬405-5	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,860,068	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
136	南部・第十幹線水路その9・10工事に係る費用負担金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年3月17日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,376,158	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
137	佐賀中部農地防災事業幹線排水路(牛津2号線柿瀬瀬工区)工事に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局佐賀中部農地防災事業所長 大尾峰雄	佐賀県佐賀市兵庫町大字淵1872	平成23年3月17日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
138	両総農業水利事業緊急応急その1工事、東金市求名及び菱沼地内、平成23年3月18日～平成23年3月31日、土木工事	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所長 小泉勝	千葉県東金市松之郷2333	平成23年3月18日	戸田建設株式会社 千葉支店	千葉県千葉市中央区新宿1-21-11	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	3,202,500	3,150,000	98.3%	-	東日本大震災により、災害が発生したため緊急に応急工事を実施しなければならなかったため。	③イ	-
139	両総農業水利事業緊急応急その2工事、東金市広瀬地内、平成23年3月18日～平成23年3月31日、土木工事	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所長 小泉勝	千葉県東金市松之郷2333	平成23年3月18日	西松建設株式会社 関東土木支店	東京都港区虎ノ門1-20-10	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	3,192,000	3,150,000	98.6%	-	東日本大震災により、災害が発生したため緊急に応急工事を実施しなければならなかったため。	③イ	-
140	両総農業水利事業緊急応急その3工事、山武郡大網白里町桂山地内、平成23年3月18日～平成23年3月31日、土木工事	分任支出負担行為担当官 関東農政局両総農業水利事業所長 小泉勝	千葉県東金市松之郷2333	平成23年3月18日	三総建設株式会社	千葉県東金市道庭904	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	3,559,500	3,465,000	97.3%	-	東日本大震災により、災害が発生したため緊急に応急工事を実施しなければならなかったため。	③イ	-
141	平成21年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野県営右岸幹線水路その2(藤崎井水路山口西工区その1)改修工事に伴う電気配電設備の移転補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年3月18日	関西電力株式会社 和歌山営業所	和歌山県和歌山市岡山丁40番地	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
142	中古車3台	支出負担行為担当官 関東森林管理局長 臼杵徳一	群馬県前橋市岩神町4-16-25	平成23年3月18日	有限会社赤城自動車商会	群馬県前橋市富士見町時沢1883	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	-	4,955,125	-	-	3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び津波により、磐城森林管理署の公用車が使用不能(7台以上)になり、緊急に調達する必要があるため。	③イ	-
143	国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業西郷ダム被災状況点検その他業務 福島県西白河郡西郷村地内 平成23年3月22日～平成23年7月1日 建設コンサルタント	分任支出負担行為担当官 東北農政局土地改良技術事務所長 稲田幸三	仙台市宮城野区幸町3丁目14番1号	平成23年3月22日	NTCコンサルティング株式会社東北支社	仙台市泉区中央四丁目15-7	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	19,698,000	19,425,000	98.6%	-	東北地方太平洋沖地震による影響から、ダム下流域住民の安全を確保するために本業務を緊急に開始する必要がある。よって「緊急の必要により競争に付することが出来ない場合」に該当することから、随意契約によりおこなう。	③イ	-
144	国営造成土地改良施設防災情報ネットワーク事業亘理町・山元町沿岸災害状況調査業務 宮城県亘理町及び山元町地内 平成23年3月22日～平成24年3月21日 建設コンサルタント	分任支出負担行為担当官 東北農政局土地改良技術事務所長 稲田幸三	仙台市宮城野区幸町3丁目14番1号	平成23年3月22日	中央開発株式会社東北支店	仙台市若林区大和町三丁目2-34	会計法第29条の3第4項(緊急随意契約)	15,928,500	15,855,000	99.5%	-	東北地方太平洋沖地震により農業用施設が被災し二次災害の恐れもあることから、本業務を緊急に開始する必要がある。よって「緊急の必要により競争に付することが出来ない場合」に該当することから、随意契約によりおこなう。	③イ	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
145	国営造成土地改良施設 防災情報ネットワーク事業 宮城県名取市及び岩沼市 地内 平成23年3月22日～ 平成24年3月21日 建設コンサルタント	分任支出負担行為 担当官 東北農政局土地改良 技術事務所長 稲田幸三	仙台市 宮城野区 幸町3丁目 14番1号	平成23年3月22日	日化エンジニアリング株式 会社東北事務所	仙台市太白区 人來田二丁目 26-15	会計法第29条の3第4 項(緊急随意契約)	14,920,500	14,805,000	99.2%	-	東北地方太平洋沖地震により農業用施設が被災し二次災害の恐れもあることから、本業務を緊急に開始する必要がある。よって「緊急の必要により競争に付することが出来ない場合」に該当することから、随意契約によりおこなう。	③イ	-
146	国営造成土地改良施設 防災情報ネットワーク事業 宮城県仙台市及び名取市 地内 平成23年3月22日～ 平成24年3月21日 建設コンサルタント	分任支出負担行為 担当官 東北農政局土地改良 技術事務所長 稲田幸三	仙台市 宮城野区 幸町3丁目 14番1号	平成23年3月22日	日本工営株式会社 仙台支店	仙台市青葉区 国分町3-1-11	会計法第29条の3第4 項(緊急随意契約)	14,878,500	14,878,500	100.0%	-	東北地方太平洋沖地震により農業用施設が被災し二次災害の恐れもあることから、本業務を緊急に開始する必要がある。よって「緊急の必要により競争に付することが出来ない場合」に該当することから、随意契約によりおこなう。	③イ	-
147	国営造成土地改良施設 防災情報ネットワーク事業 宮城県内国営農業用 ダム被災状況点検その他 業務 宮城県栗原市栗駒文字 地内 平成23年3月22日～ 平成23年9月30日 建設コンサルタント	分任支出負担行為 担当官 東北農政局土地改良 技術事務所長 稲田幸三	仙台市 宮城野区 幸町3丁目 14番1号	平成23年3月22日	株式会社三祐 コンサルタンツ 仙台支店	仙台市青葉区 五橋二丁目1 1-1	会計法第29条の3第4 項(緊急随意契約)	4,746,000	4,620,000	97.3%	-	東北地方太平洋沖地震による影響から、ダム下流域住民の安全を確保するために本業務を緊急に開始する必要がある。よって「緊急の必要により競争に付することが出来ない場合」に該当することから、随意契約によりおこなう。	③イ	-
148	国営造成水利施設保全 対策指導事業福島県内 国営農業用ダム被災状 況点検その他業務 福島県地内 平成23年3月22日～ 平成23年7月1日 建設コンサルタント	分任支出負担行為 担当官 東北農政局土地改良 技術事務所長 稲田幸三	仙台市 宮城野区 幸町3丁目 14番1号	平成23年3月22日	NTCコンサル タンツ株式会 社東北支社	仙台市泉区中 央四丁目15 -7	会計法第29条の3第4 項(緊急随意契約)	14,595,000	13,860,000	94.9%	-	東北地方太平洋沖地震により農業用施設が被災し二次災害の恐れもあることから、本業務を緊急に開始する必要がある。よって「緊急の必要により競争に付することが出来ない場合」に該当することから、随意契約によりおこなう。	③イ	-
149	チェンソー外 26台外	支出負担行為担当 官 東北森林管理局長 矢部三雄	秋田県秋田市 中通5丁目9- 16	平成23年3月22日	株式会社なか や	秋田県秋田市 中通4丁目6- 16	会計法第29条の3第4 項(緊急随意契約)	-	2,730,000	-	-	東日本大震災により被災した被災地の災害対策本部からの要請により物資を支援するため緊急に契約しなければならない。	③イ	-
150	国営造成水利施設保全 対策指導事業東北農政 局管内国営パイプライン 等被災状況点検その他 業務 宮城県栗原市若柳新山 地内及び宮城県東松島 市赤井地内 平成23年3月23日～ 平成23年10月27日 建設コンサルタント	分任支出負担行為 担当官 東北農政局土地改良 技術事務所長 稲田幸三	仙台市 宮城野区 幸町3丁目 14番1号	平成23年3月23日	株式会社三祐 コンサルタンツ 仙台支店	仙台市青葉区 五橋二丁目1 1-1	会計法第29条の3第4 項(緊急随意契約)	24,486,000	23,730,000	96.9%	-	東北地方太平洋沖地震によりパイプライン並びに排水機場が陥没や漏水、津波による浸水などの被害を受けた。損傷状況の把握及び安全性の確認を早急に終えるためには、これらの業務を早急に開始する必要がある。よって、「緊急の必要により競争に付することが出来ない場合」に該当することから、随意契約により行うものである。	③イ	-
151	平成21年度大和紀伊 平野農業水利事業(二 期)大和平野支線水路 等(県営北葛城工区3号 幹線東支線その2)改修 工事に伴う電気通信設 備の移転等補償契約	分任支出負担行為 担当官 近畿農政 局大和紀伊平野農 業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市 城殿町459番 地	平成23年3月23日	西日本電信電 話株式会社 奈良支店	奈良県奈良市 下三条町1- 1	会計法第29条の3第4 項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
152	斐伊川沿岸農業水利事 業 山王川排水樋門工 事に係る土地使用補償	分任支出負担行為 担当官 中国四国 農政局斐伊川沿岸 農業水利事務所長 山口康晴	島根県簸川郡 斐川町大字莊 原町105番地	平成23年3月23日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4 項(用地補償)	-	1,143,660	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約相手方が特定されるものであるため。	①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
153	平成21年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野支線水路等(団体営国営直接分水新庄高田線その6)改修工事に伴う水道施設の移転補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年3月24日	葛城市水道事業管理者	奈良県葛城市柿本166	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
154	平成21年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野県営右岸幹線水路その2(藤崎井水路山口西工区その1)改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年3月24日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
155	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路(山口西その2)建設工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年3月24日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
156	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路(山口西その2)建設工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年3月24日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
157	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路(山口西その2)建設工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年3月24日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
158	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路(山口西その2)建設工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年3月24日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
159	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路(山口西その2)建設工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年3月24日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
160	肝属中部(二期)農業水利事業鹿屋幹線水路(南町大塚工区・南町本房工区)工事に伴う水道管移設補償契約 水道管移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局肝属中部農業水利事務所長 古澤 清崇	鹿児島県鹿屋市新川町597	平成23年3月24日	鹿屋市	鹿児島県鹿屋市寿2-11-18	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,543,000	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
161	弓浜半島農業水利事業米川用水路管理用道路(富益・和田工区)工事に伴う上水道施設の損傷等に対する費用の負担代金	支出負担行為担当官 中国四国農政局長 勝山 達郎	岡山市北区下石井1-4-1	平成23年3月25日	米子市	鳥取県米子市車尾南2-8-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	24,582,600	-	-	事業用地内の水道に係る補償であり、場所及び相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
162	沖永良部農業水利事業に伴う知名町水源施設(水道管等)の機能回復(維持管理費の増高分)の費用負担補償契約	支出負担行為担当官 九州農政局長 飯高 悟	熊本県熊本市春日2-10-1	平成23年3月25日	知名町	鹿児島県大島郡知名町知名307	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	81,154,430	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
163	佐賀中部農地防災事業幹線排水路(嘉瀬線)工事に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局佐賀中部農地防災事業所長 大尾 峰雄	佐賀県佐賀市兵庫町大字湊1872	平成23年3月25日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
164	佐賀中部農地防災事業書幹線水路(西水東水線)工事に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当官 九州農政局佐賀中部農地防災事業所長 大尾峰雄	佐賀県佐賀市兵庫町大字淵1872	平成23年3月25日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
165	1~2月分事務所維持管理費(大和紀伊)1式	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年3月28日	大和平野土地改良区	奈良県橿原市城殿町459	会計法第29条の3第4項(賃貸借契約)	1,645,525	1,645,525	100.0%	-	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借に付随する分担金であるため随意契約を行うものである。	①口(付随するもの)	-
166	平成21年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野支線水路等(団体営北葛城1号工区市場神楽線その2)改修工事に伴う水道施設の移設補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年3月29日	大和高田市水道事業管理者	奈良県大和高田市大字大100-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
167	平成21年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野支線水路等(県営北葛城工区3号幹線東支線その1)改修工事に伴う水道施設の移設補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年3月29日	広陵町水道事業管理者	奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
168	平成21年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野支線水路等(団体営北葛城3号工区高田川末端線その5)改修工事に伴う水道施設の移設補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年3月29日	広陵町水道事業管理者	奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
169	平成21年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野支線水路等(団体営北葛城1号工区市場神楽線その2)改修工事に伴うガス供給施設の移設補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年3月29日	大和ガス株式会社	奈良県大和高田市旭南町8-36	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
170	肝属中部(二期)農業水利事業主要幹線水路(波見工区)工事に伴う水道管移設補償契約水道管移設 1式	分任支出負担行為担当官 九州農政局肝属中部農業水利事務所長 古澤清崇	鹿児島県鹿屋市新川町597	平成23年3月29日	肝付町	鹿児島県肝属郡肝付町新富98	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	4,588,500	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
171	筑後川下流白石平野(一期)農業水利事業行政需要の増大に対する費用負担 H22.4.1~H23.2.28	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事務所長 尾川幸彦	佐賀県杵島郡白石町大字東郷1612-3	平成23年3月29日	小城市	佐賀県小城市小城市253-21	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,323,529	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
172	筑後川下流白石平野(一期)農業水利事業行政需要の増大に対する費用負担 H22.4.1~H23.2.28	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事務所長 尾川幸彦	佐賀県杵島郡白石町大字東郷1612-3	平成23年3月29日	白石町	佐賀県杵島郡白石町大字福田1247-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,255,000	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
173	筑後川下流白石平野(一期)農業水利事業行政需要の増大に対する費用負担 H22.4.1~H23.2.28	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事務所長 尾川幸彦	佐賀県杵島郡白石町大字東郷1612-3	平成23年3月29日	大町町	佐賀県杵島郡大町町大字大町5017	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,379,040	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
174	筑後川下流白石平野(一期)農業水利事業行政需要の増大に対する費用負担 H22.4.1~H23.2.28	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事務所長 尾川幸彦	佐賀県杵島郡白石町大字東郷1612-3	平成23年3月29日	江北町	佐賀県杵島郡江北町大字山口1651-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,300,800	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
175	筑後川下流白石平野(一期)農業水利事業白石導水路(接続水路その2)工事に伴う水道管移設補償金 H23.3.29~H23.3.31	分任支出負担行為担当官 九州農政局筑後川下流白石平野農業水利事業所長 尾川幸彦	佐賀県杵島郡白石町大字東郷1612-3	平成23年3月29日	西佐賀水道企業団	佐賀県佐賀市久保田町大字徳万57-2	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,406,000	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
176	平成21年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野支線水路等(曾我川工区東部幹線(I期)その6)改修工事に伴う水道施設の機能回復補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年3月30日	橿原市上水道事業管理者	奈良県橿原市小房町9-23	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
177	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路府中工区その2改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年3月30日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
178	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野藤崎井水路府中工区その2改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年3月30日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
179	平成21年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野支線水路等(県営金剛工区第3号幹線榑原線)改修工事に伴う水道施設の機能回復補償補償契約	支出負担行為担当官 近畿農政局長 塚本 和男	京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町	平成23年3月30日	御所市水道事業管理者	奈良県御所市大字櫛羅2055番地	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
180	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野支線水路等(県営金剛工区第2号幹線)改修工事に伴う水道施設の機能回復補償補償契約	支出負担行為担当官 近畿農政局長 塚本 和男	京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町	平成23年3月30日	御所市水道事業管理者	奈良県御所市大字櫛羅2055番地	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
181	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野支線水路等(団体営国営直接分水西6号線その2)改修工事に伴う水道施設の機能回復補償補償契約	支出負担行為担当官 近畿農政局長 塚本 和男	京都市上京区西洞院通下長者町下ル丁子風呂町	平成23年3月30日	御所市水道事業管理者	奈良県御所市大字櫛羅2055番地	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
182	中海干拓事業 彦名工区暫定ため池撤去工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局中海干拓建設事業所長 野道彰一	松江市八束町江島1054-5	平成23年3月30日	中国電力株式会社 米子営業所	鳥取県米子市加茂町2-51	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,101,915	-	-	公共事業の施行に伴う支障電線路の移転に関して契約を行うものであり、契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
183	徳之島用水(一期)農業水利事業 徳之島ダム建設に伴う電気工作物の撤去補償契約	分任支出負担行為担当官 九州農政局徳之島用水農業水利事務所長 廣瀬伸	鹿児島県大島郡天城町天城1151-1	平成23年3月30日	天城町	鹿児島県大島郡天城町大字平土野2691-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,367,965	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり契約相手方が特定されるため	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
184	平成21年度大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野支線水路等(団体営国営直接分水成願寺・佐保之庄その2)改修工事に伴う水道施設の機能回復補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年3月31日	天理市上下水道管理者	奈良県天理市川原城町600-10	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避免的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-

番号	契約名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備考
		氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		商号または名称	住所								
185	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和紀伊平野地区土地改良事業大和平野農業用水施設改修工事に伴う補償契約	分任支出負担行為担当官 近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長 田島 明彦	奈良県橿原市城殿町459番地	平成23年3月31日	大和平野土地改良区	奈良県橿原市城殿町459	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	-	-	-	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
186	吉野川下流域農地防災事業に係る補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年3月31日	鳴門市	徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,646,540	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
187	吉野川下流域農地防災事業の実施に伴う公共補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年3月31日	板野町	徳島県板野郡板野町吹田字町南22-2	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,820,000	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
188	南部幹線水路1号水位流量調整施設放流工工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局四国東部農地防災事務所長 神谷 耕雄	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成23年3月31日	個人情報該当	-	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	2,152,500	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
189	那賀川(二期)農地防災事業に伴う公共補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局那賀川農地防災事務所長 丹羽 啓文	徳島県阿南市日開野町西居内456	平成23年3月31日	阿南市	徳島県阿南市富岡町トノ町12-3	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,932,000	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-
190	那賀川(二期)農地防災事業に伴う公共補償代金	分任支出負担行為担当官 中国四国農政局那賀川農地防災事務所長 丹羽 啓文	徳島県阿南市日開野町西居内456	平成23年3月31日	小松島市	徳島県小松島市横須町1-1	会計法第29条の3第4項(用地補償)	-	1,942,000	-	-	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	①口に準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	-